

八戸市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、営業施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し営業者が遵守すべき措置等を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舍等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。ただし、有機溶剤を用いる洗濯機を設置するものは、原則として除くものとする。

2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。

3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

（営業施設の届出等）

第3条 営業施設を開設しようとする者は、開設届（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の規定による届出を受理したときは、営業施設の構造設備、その他必要な事項を確認のうえ、本要綱の定める事項に適合していると認めるときは、届出済証（第2号様式）を交付するものとする。

3 営業者は、前項の規定による届出済証の交付を受けたときは、営業施設内の見やすい場所にこれを掲示しなければならない。

4 営業者は、第1項の届出事項に変更が生じたとき、又は営業施設を廃止したときは、速やかに変更届（第3号様式）又は廃止届（第4号様式）を保健所長に提出しなければならない。

5 保健所長は、前項の規定による変更の届出を受けた場合であって、届出済証の記載内容に変更がある場合は、営業者に対し新たに届出済証を交付するものとする。

(構造設備等の基準)

第4条 営業施設の構造設備等は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

- (1) 施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- (2) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- (3) 施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること並びに床面は排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- (6) 施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- (7) 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する場合は、給湯設備を備えることが望ましいこと。
- (8) 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- (9) 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- (10) 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

(衛生管理責任者)

第5条 営業者は、営業施設を衛生的に管理させるため、次に定めるところにより、衛生管理責任者を置かなければならない。

- (1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各施設に設置すること。
- (2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。
- (3) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、第7条に掲げる事項に関し、適切な指導助言を行うこと。
- (4) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

(衛生上講ずべき措置)

第6条 営業者は、次に掲げる衛生上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。
- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
- (5) 営業中の施設は、換気を十分にすること。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するように整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のどっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜、塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること。
- (12) 手洗設備及びランドリー用洗濯機の用水は、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合する水である等清浄なものであること。

(利用方法等の周知)

第7条 営業者は、営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知するよう努めなければならない。

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣類等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。
- (3) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。
- (4) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (5) 伝染性の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。
- (6) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること（これらを専

用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除くものとし、この場合はその旨明示すること。).

- (7) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。

(調査及び指導等)

第8条 保健所長は、必要に応じて、営業施設に立ち入り、本要綱に定める事項の遵守状況について、調査を行うことができるものとする。

- 2 保健所長は、前項に定める調査の結果、営業施設が本要綱に定める事項に適合していないと認めるときは、当該営業施設の営業者又は衛生管理責任者に対し、営業施設の改善、その他必要な事項について指導を行うものとする。

- 3 保健所長は、営業者又は衛生管理責任者が、前項に定める指導を受けたにもかかわらず改善を行わない場合は、届出済証の返還を求めることができるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

2. この要綱の実施の日の前日までに、すでに青森県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱に基づき営業の許可を受けている者は、この要綱の規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。